

運送安全・安心通信

~No. 4~

間もなく「春の交通安全運動週間」が始まります。

日頃からドライバーの皆様は、交通安全には意識が高いと思いますが、交通安全運動週間の期間は交通違反の取り締まりが厳しくなりますし、子どもの飛び出し等の事故も増加します。くれぐれもご注意くださいと思います。

3月17日に広島県で起きましたトラック追突事故を受けまして、国交省自動車局より「貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について」の通達が全日本トラック協会会長宛てにありました。

1月の貸切バス事故、今回のトラック事故による重大事故（死亡事故）が立て続けに発生し、今後は貸切バス・トラック事業者に対する監査が厳しくなると言われていますので、法令順守の徹底・確認をお願い致します。



子供と高齢者の交通事故防止

正しいルールで交通安全

笑顔はマナーとやさしさから

- 自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- ゆっくり渡ってね
- 歩行者優先

4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

春の全国交通安全運動

平成28年4月6日(水)~15日(金)

内閣府

別紙
国自安第288号
国自貨第167号
平成28年3月18日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について

3月17日、広島県東広島市の山陽自動車道の八本松トンネルにおいて、トラックが渋滞中の車両に追突し、2名が死亡し、多数が負傷するという誠に痛ましい事故が発生した。

事故の原因については現在、警察において捜査が進められているところであるが、輸送の安全の確保は、貨物自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

このため、貨物自動車運送事業の安全運行の確保に万全を期すため、貴会傘下会員に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図りたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間に係る基準を遵守すること
 - (2) 確実に点呼を実施し、道路の状況、乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 運行指示書を作成し、適切な指導を行うこと
2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

ご相談、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

□ 行政書士福田事務所 代表 福田義信 TEL: 044-299-9731

□ 行政書士法人シグマ 代表社員 阪本浩毅 TEL: 03-6868-7256 (銀座オフィス)